

介護職員等特定処遇改善計画について

医療法人社団恵正会は、2020年度の介護報酬改定での介護職員等特定処遇改善加算を取得し、職員の更なる処遇改善に取り組んでいます。

- 加算算定開始日 令和2年4月～
- 賃金改善実施日 令和2年6月～

1. 介護職員等特定処遇改善加算

(1) 基本的考え方

「介護人材確保のための取り組みをより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。具体的には、他の介護職員などの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認めることを前提に、介護サービス事業所（障害福祉サービス事業者）における勤続年数10年以上の介護福祉士について月額平均8万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠に、公費1千億円程度を投じ、処遇改善を行う。」とされ、2019年10月の消費税率引上げに伴う介護報酬改定（障害福祉サービス等報酬改定）において対応することとして創設された。

(2) 配分方法

経験・技能のある介護福祉人材のうち1人以上は、賃金改善に要する費用の見込額が月額平均8万円（賃金改善実施期間における平均とする。）以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であるように配分します。（現に賃金が年額440万円以上の者がいる場合にはこの限りでなく、当該要件は満たしているものとする。）

※報酬額配分の詳細は、特定処遇改善加算（福祉・介護職員等特定処遇改善加算）の報酬額配分基準に基づき決定する

2. 職場環境等要件について

(1) 資質の向上

- 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の福祉・介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）
- NLC ステップアップ研修の開催

(2) 労働環境・処遇の改善

- 雇用管理改善のため管理者の労働・安全衛生法規、休暇、退職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実
- 子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備

- ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善
- 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化
- 健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備

(3) その他

- 障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮
- 非正規職員から正規職員への転換
- 地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上
- 職員の増員による業務負担の軽減

3. 各事業所の算定状況

令和2年4月以降

事業所の名称	サービス名	介護福祉士配置等要件	特定加算
にのみやシニア・フィットネス	通所介護 1 日型デイサービス 短時間型デイサービス	サービス提供体制強化加算Ⅱ (介護職員のうち、勤続3年以上の者が30%以上であること)	Ⅱ (1.0%)
にのみやデイサービスセンター・アネックス	通所介護 1 日型デイサービス	サービス提供体制強化加算Ⅱ (介護職員のうち、勤続3年以上の者が30%以上であること)	Ⅱ (1.0%)
通所介護事業所みた	通所介護 1 日型デイサービス	サービス提供体制強化加算Ⅰロ (介護職員の総数のうち、介護福祉士の割合が40%以上であること)	Ⅱ (1.0%)
二宮内科デイケアなごみ	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション	サービス提供体制強化加算Ⅰイ (介護職員の総数のうち、介護福祉士の割合が50%以上であること)	Ⅰ (2.0%)
中岡内科デイケアそよかぜ	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション	サービス提供体制強化加算Ⅰイ (介護職員の総数のうち、介護福祉士の割合が50%以上であること)	Ⅰ (2.0%)
にのみや訪問介護事業所	訪問介護 訪問介護サービス	特定事業所加算Ⅰ	Ⅰ (6.3%)
看護小規模多機能ホームやすらぎ	看護小規模多機能型 居宅介護	算定なし (新規事業のため3ヶ月の実績が必要)	Ⅱ (1.2%)
にのみや訪問介護事業所 (障害福祉サービス)	居宅介護	特定事業所加算Ⅱ	Ⅰ (7.4%)